



力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案について、発議者谷岡郁子君外五名から、それぞれ撤回の申出がありました。

兩案の撤回を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(玉置一弥君) 御異議ないと認めます。よつて、兩案の撤回を許可することに決定いたしました。

○委員長(玉置一弥君) 御異議ないと認めます。よつて、兩案の撤回を許可することに決定いたしました。

○委員長(玉置一弥君) 東日本大震災復興の総合的対策に関する調査のうち、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、谷岡郁子君、金子恵美

君、増子輝彦君、徳永エリ君、森まさこ君、佐藤正久君、藤井孝男君、加藤修一君、谷合正明君、川田龍平君、紙智子君、吉田忠智君、荒井広幸君から委員長の手元に東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案の草案が提出されておりました。

この際、まず提案者から草案の趣旨について説明を聴取いたします。森まさこ君。

○森まさこ君 ただいま議題となりました東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案の草案について、その趣旨及び内容の概要を御説明申します。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、広い範囲に大量の放射性物質をまき散らし、周辺住民に被ばくを避けるための避難生活を強い、健康への不安を与え、避難生活の継続による学習の遅れをもたらすなど、多大な被害をもたらしており、事故の発生から一年以上が経過した今も一向に解

決の見通しが立っていません。

ないことといたしております。

とりわけ、子どもや胎児は、放射線への感受性が高いと言われており、低線量の放射線が人の健康に与える影響も科学的に十分説明されていないことから、保護者や妊婦の方は大きな不安を抱いています。今、私たちがすべきことは、未来ある子どもたちを原発事故による被害から保護するため、国を挙げて、あらゆる手段を尽くすことあります。

この法律案は、このような趣旨に鑑み、平成二十三年東京電力原子力事故により被災を受けた被災者の生活支援等施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

次に、本草案の主な内容について御説明申し上げます。

まず、東京電力原子力事故発生後、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの人者に準ずる者を被災者といたしております。

次に、被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による放射性物質による汚染等の災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行われなければならないことをいたしております。

次に、被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならないことといたしてお

ります。

次に、政府は、被災者生活支援等施策の基本理念にのつとり、その推進に関する基本的な方針を定めなければならぬものといたしております。

政府は、基本方針を策定しようとするとともに、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとすることとし、基本方針を策定したときには、遅滞なく、国会に報告するとともに、公表しなければならないものといたしております。

次に、被災者生活支援等施策に関する具体的な講習会が開かれつつ、行わなければならないことをいたしております。

次に、被災者生活支援等施策に関する具体的な講習会が開かれつつ、行わなければならないことをいたしております。

次に、国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状況を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他必要な施設を講ずるものといたしております。

次に、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壤等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずることといたしております。

次に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による健康への影響に関する調査について、物質による健康への影響に関する調査について、その結果及び予測の結果を隨時公表するものといたしております。

次に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壤等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずることといたしております。

次に、国は、被災者を支援するため、医療の確保、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施及び学校における屋外での運動が困難となつた子どもに対する屋外での運動の機会の提

供といった子どもの就学等の援助、学校給食の共同調理場等における放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援を含む家庭、学校等における食の安全及び安心の確保、子どもの保護者等が

行う放射性物質により汚染された土壤等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査等を通じた放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援、家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援等の施

す。

次に、国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものといたしております。

以上が本草案の趣旨及び内容の概要でござります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(玉置一弥君) 本草案に対し、質疑、御意見等がございましたら御発言を願います。

○米長晴信君 民主党の米長晴信です。

発議者の皆様におかれましては、限られた時間の中で本当に大変な修正協議、本当に疲れました。

もう時間がございませんので、まず谷岡発議者に御質問させていただきます。

その修正の協議の経緯、そして修正案の端的にポイントを教えていただければ幸いです。

○谷岡郁子君 米長議員にお答えいたします。

この草案は、さきに提案理由説明が行われた二つの法案、いわゆる子ども・妊婦保護法案と原子力被災者生活支援法案の統合を目指して作成されました。

元々、二つの法案は、いずれもこの事故の被災者の方々の支援を図りたいという思いから立案されたものでした。一方は、未来の世代を最優先で見守るために、他方は、事故以来、東電と国において生活基盤を奪われ、客体として扱われてきた人々を自らの人生の主体として人生を取り戻していくためという観点の違いがございました。この両方の趣旨を取り込んだ新たな法案を成案として作成し、成立を図ることが協議の目的といたしました。この東日本大震災復興特別委員会理事会での合意の下、その成案を得るための協議を統けてまいりました。

合意された案での特徴について申し上げます。まず第一に、それぞれの案が持つていていた観点を

両方とも生かしたことあります。野党案

が持つていていた子ども・妊婦への特別な配慮が行わ

るべきという理念を重視しつつ、与党案の特徴

であります被災者一人一人が居住、移動、帰還に

について自らの意思で選択することを支援する施策

を幅広く講じたいという観点から、つまり自己決

定権を支えるために必要な施策を講ずることを求

める法案となっております。

第二に、両案を単に合体させるだけではなく、

協議の中で得られた新たな視点も盛り込まれてい

るということです。例えば、協議の中で家族と離れて暮らすことになった子どもに対する支援とい

うことで重要性が指摘され、そのためには施策が講じられることが新たに明記されました。

そして、第三に、被災者への医療の提供につい

ては我々の思いを受けた規定が置かれたことで

す。第十三条では、与野党で何度も協議を重ねた

結果、健康調査、子ども・妊婦の医療費の減免に

ついては、被災者による立証責任はなくなりまし

た。

さらに、本法案は、被災者を定義するととも

に、これらの者に準じる者を想定していますが、

これは事故後の国等の施設がともすれば家族、隣

人、コミュニティを分断し溝をつくってきた現

状に照らしてつくられた概念です。人々の間の見

えない線や溝を取り去るために、準じる者を柔軟

に使つてただくことを希望しております。

以上です。

○米長晴信君 ありがとうございました。

引き続き、増子発議者に御質問申し上げます。

福島、被災地の中でも福島の皆様の支援について福島復興再生特措法がござりますけれども、当法案とのすみ分けについて教えていただきたい

と思います。

○増子輝彦君 米長委員にお答え申し上げます。三月三十日に皆さんの御協力で成立させていたきました福島復興再生特措法は、今般の原子力災害から福島の復興及び再生の推進を図るために制定されておるのはもう御案内のとおりであ

ります。その内容においても、福島という地域、

この福島という地域の復興及び再生に重点を置いたものとなつております。

これに対して、この草案は、東京電力原子力事務による健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている被災者の生活を守り支える必要がある

いるとの考え方方に立つております。被災者の生活支

援等に関する施策の基本となる事項を定めたもの

であり、両者はこの点で観点を異にいたしております。

○金子恵美君 お答えいたしました。

○米長晴信君 ありがとうございます。

その責任の所在、今御説明いただきましたけれ

ども、今回被害を受けた、あるいはその可能性の

ある人の移動、住居、そいつたものに加えて、

とりわけ子どもの健康とすることに留意した非常

に限定していないというところから、福島復興

再生特別措置法とは別に制定する必要があるもの

と私どもは認識をいたしております。

この草案の成立後は、福島の住民については、

この草案と福島復興再生特別措置法の両者が相

まって適切な措置が、施策が講ぜられるることに

なつていると考えております。

○米長晴信君 ありがとうございます。

この法案が福島に限らず被ばくのおそれのある

皆様に対象を広げて制定されるということであり

ますけれども、その範囲が広がった分、この法案

でカバーされる皆様に対しての責任の所在とい

ものがどこなのかということについて、荒井発議

者の方からとりわけ東電の責任等についてお話し

いただきたいと思います。

○荒井広幸君 今回の原子力事故につきまして

は、東京電力に損害賠償責任が生じていますけれ

ども、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強い

られています方々の中には、東京電力による損害賠

償の対象となるかどうか必ずしも明確でない方々も多くいらっしゃいます。また、損害賠償の対象となる方であっても、すぐに支払等が行われず、現に生活上の負担を強いられているケースも多くございます。この草案は、このような実態を踏まえ、まずは国として国民の生命、身体及び財産を保護する必要があるとの考えに立つて、国がその必要な施策を講ずるべきことを定めるものです。

お尋ねのところに関係してまいりますが、国の施策の対象となつた被害が結果として東京電力に損害賠償を請求し得るものであつた場合には、後に適切に求償が行われるべきであり、その旨は第十九条に規定している、こういうことでございま

す。

○米長晴信君 ありがとうございます。

○金子恵美君 お答えいたしました。

○米長晴信君 ありがとうございます。

その責任の所在、今御説明いただきましたけれ

ども、今回被害を受けた、あるいはその可能性の

ある人の移動、住居、そいつたものに加えて、

とりわけ子どもの健康とすることに留意した非常

に限定していないというところから、福島復興

再生特別措置法とは別に制定する必要があるもの

と私どもは認識をいたしております。

この草案の成立後は、福島の住民については、

この草案と福島復興再生特別措置法の両者が相

まって適切な措置が、施策が講ぜられるることに

なつていると考えております。

○米長晴信君 ありがとうございます。

この法案が福島に限らず被ばくのおそれのある

皆様に対象を広げて制定されるということであり

ますけれども、その範囲が広がった分、この法案

でカバーされる皆様に対しての責任の所在とい

ものがどこなのかということについて、荒井発議

者の方からとりわけ東電の責任等についてお話し

いただきたいと思います。

○荒井広幸君 今回の原子力事故につきまして

は、東京電力に損害賠償責任が生じていますけれ

ども、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強い

られています方々の中には、東京電力による損害賠

償の対象となるかどうか必ずしも明確でない方々

多くいらっしゃいます。また、損害賠償の対象となる方であっても、すぐに支払等が行われず、現に生活上の負担を強いられているケースも多くございます。この草案は、このような実態を踏まえ、まずは国として国民の生命、身体及び財産を保護する必要があるとの考えに立つて、国がその

も、自主的にほかの地域に避難された方にとっても、いずれの選択についても支援が得られることで、被災者の健康上の不安、生活上の負担の軽減が図られるということだけでなく、異なる選択を除くということにもつながっていくのではないかというふうに考へていただけであります。

また、特に子どもについての施策の深掘りができたことによって、子どもを持つ親御さんに一定の安心感を持つていただけるよう、そのような内容になつていて思ひます。

この草案に沿つて施策が講ぜられ、そして被災者の生活を守り支えることを目指しておりますが、一方ではこれで十分だというふうには思つております。障害のある方々への対応など、まだまだできていなことがあります。これからより良い施策に育てていく必要があるというふうに思つております。

この草案が成立した暁には、草案に書かれた施策を具体的に実現する過程において、しっかりとした措置がとられるよう、国会がチェックをして、そして政府への働きかけを行つていくことが重要であるというふうに考へております。

○米長晴信君 最後に一問、谷岡発議者に一点だけ質問をいたします。短い時間でよく頑張つていただき、こうしておまとめいただきました。何点か質問させていただき免するというような中身になつておりますけれども、減免という幅がありますし、どのような皆さんを対象に減免するかという幅のあるところでございますので、この辺の範囲についてどのようにお考へか、教えていただきたいと思います。

○谷岡郁子君 お答えいたします。

米長議員の御質問というのは、この法案によつて減免というものが何々を除いたものというような書き方をされていることによって際限なく行われてしまうのではないか、それが国税といふもののをポケットにする国庫の立場からしていかがなものかという与党のお尋ねだというふうに思つております。

○森まさこ君 佐藤委員の質問にお答えします。

与党の被災者生活の支援と、それから野党側から出した子どもの被害を救済する法案が、これが

そのような際限のない無制限な野方団なものであつてはならないというふうに思います。これは、とりわけ与党にとりまして、日本の財政を除くということにもつながっていくのではないかというふうに考へていただけであります。

また、ふうに考へているところであります。また、特に子どもについての施策の深掘りができたことによって、子どもを持つ親御さんに一定の安心感を持つていただけるよう、そのような内容になつていて思ひます。

この草案に沿つて施策が講ぜられ、そして被災者の生活を守り支えることを目指しておりますが、一方ではこれで十分だというふうには思つております。障害のある方々への対応など、まだまだできていなことがあります。これからより良い施策に育てていく必要があるというふうに思つております。

この草案が成立した暁には、草案に書かれた施策を具体的に実現する過程において、しっかりとした措置がとられるよう、国会がチェックをして、そして政府への働きかけを行つていくことが重要であるというふうに考へております。

○米長晴信君 以上で質問を終わります。

ありがとうございました。

○佐藤信秋君 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会の佐藤信秋でございます。

発議者の皆様、御苦労さまでございました。短い時間でよく頑張つていただき、こうしておまとめいただきました。何点か質問させていただきたいと思いますが、私の質問の方もできるだけ簡潔にやりたいと思います。

最初に森発議者に、これまで二つの法案、それぞれ調整を随分やられてきた、この間、一番難しかったことあるいは経緯等について国民の皆様に

お答えいたしました。

○谷岡郁子君 お答えいたします。

米長議員の御質問というのは、この法案によつて減免というものが何々を除いたものというような書き方をされていることによって際限なく行われてしまうのではないか、それが国税といふもののをポケットにする国庫の立場からしていかがなものかという与党のお尋ねだというふうに思つております。

○森まさこ君 佐藤委員の質問にお答えします。

与党の被災者生活の支援と、それから野党側から出した子どもの被害を救済する法案が、これが

一つになりました。私ども野党の方が子どもの救済、考へ出したのが昨年の夏でございます。原子力事故があつてから五ヶ月後の八月に原案ができました。

つい最近、国会事故調で中間報告が取りまとめられました。その中に、被災者の皆様方のアンケートの声があります。この国会でもずっと質問されてきた、直ちに影響はないとの政府に言われながら、私たちは避難の決断が遅れましたという

また事実ではないかと、いうふうに思ひます。とりわけ、これは福島県外で今被災をされておられる方、それについては強く言えるのではないかと、いうふうに思つております。基本的に、この事故による放射性物質と、これによる生活の激変がもたらしたと思われる疾病、障害またその重篤化については可能な限り支援すべきとの立場から、立法者は国が国民の理解を得るために、出費の理解を得るためにも最大限の努力をするべきであるとうふうに思つております。

声、SPEEDIの情報が示されないので非常に濃い地域に何日間もいさせられてしましました、そういう声もあります。それから、飯館村などでは、水を子どもたちに飲ませてしましました。爆発した事故の近くにいた方々が、放射性物質を浴びながらおにぎりを握つて我が子の口に入れてしまいました。そういうお母さん方が、子どもたちの将来、自分たちが寿命が終わつた後、子どもたちに将来何かあつたらどうやって守つておまですか、そのような声にこたえて、特に子どもの医療の問題は、その事故の当時子どもであつた者は一生涯無料にして国が支援していこうという、そういう視点から始まつた法案を作りました。

年内でずつと自民党の中で会議を重ね、後から、年が明けてから他の党の先生方にお声を掛けさせていただいたら、社民党、みんなの党のこの二党が、今度は別の視点から子ども及び妊婦の食の安全について定めた法律がありました。それと一緒になりました。そして、公明党、新党改革の皆さんのが健康診断の法律を作つてきました。それとも一緒になりました。そうやつて各党の先生方が被災地に入つていただいた声をまとめたものが一緒になつて、年が明けてから合体をしまして、先ほど数えましたら五十三回の会議を重ねて、そして民主党さんと最後一本化したという、そういう経緯の御説明に代えさせていただきたいと思ひます。

○佐藤信秋君 そこで、子どもの健康、それからもちろん被災者の生活支援、それぞれ大事なことなんですが、今回、子どもを手厚く保護したいと、こういう精神でこの法案、合体されたという形になつたわけです、結果としては、そこの理由を少し教えてください。

○森まさこ君 この医療費に限つて子どもを手厚く保護する理由は、子どもが放射線による健康への影響を大人よりも濃く受けやすいということ、それから、子どもが心身の成長の過程にあり、次代の社会を担う存在であることから、重点的に施策を講じるべきであると考えることからです。ただ、これで十分だとは思つておりません。私どもは更に、大人の保護に関しても今後また活動をしていく考へであります。

○佐藤信秋君 浄みませんね、せつかく副大臣おられるので、聞いておいていただきたいんですけれどね。

ここでなんですね、この法律の、ここに肝とか言えばいいんでしようかね、

一番大事な部分というか、ここはどういうふうに考へてこういう法律になつたかという点について、御説明を一言お願ひします。

○森まさこ君 この法案の最も大切なものは、私ども野党の方の部分では、やはり先ほどの子どもたちの医療費、これを免除をしていこうというところから始まつたのですから、そこに一番重きを置いております。条文で言うと十三条の三項になります。

ここは共通解釈ですと、大人になつても継続して減免の対象とする措置が講ぜられることもありますという答弁になると思いますが、私どもの野党の立法趣旨、立法者の意図としては、ここから始めました。そういうお母さん方が、子どもたちの将来、自分が寿命が終わつた後、子どもたちに将来何かあつたらどうやって守つておまですか、そのような声にこたえて、特に子どもの医療の問題は、その事故の当時子どもであつた者は大人になつても免除していく。福島県の子どもは当然全額免除、それ以外の他県の皆様も、放射線の及んでいる地域がございます、そこも支援の対象としていく。当然、胎児となつた子ども入るということがございます。

○佐藤信秋君 そこで、子どもの健康、それからもちろん被災者の生活支援、それぞれ大事なことなんですが、今回、子どもを手厚く保護したいと、こういう精神でこの法案、合体されたという形になつたわけです、結果としては、そこの理由を少し教えてください。

○森まさこ君 この医療費に限つて子どもを手厚く保護する理由は、子どもが放射線による健康への影響を大人よりも濃く受けやすいということ、それから、子どもが心身の成長の過程にあり、次代の社会を担う存在であることから、重点的に施策を講じるべきであると考えることからです。ただ、これで十分だとは思つておりません。私どもは更に、大人の保護に関しても今後また活動をしていく考へであります。

○佐藤信秋君 浄みませんね、せつかく副大臣おられるので、聞いておいていただきたいんですけれどね。

具体的に幾つか進展するというようなことがありまするんだろうと思うんですが、これは答弁は要りま

ていくというのが私たち野党の立法の趣旨でござります。

せんけど、健健康診断をすると。実は、ホール・ボウチャーでいるんだけど、ですよ、市町村が。買っているんだけど、既に買ったものは対象にならないとするらしいんだけど。それで、学校の体育館なんかにやつぱり十台ぐらい並べて、お医者さんも一緒にそこに来てもらつてと、そんなこともこれかうと、こういうお話をあります。

一〇

には理解していますから。健康診断なんかは、ちゃんと措置しますと、助成しますと、こういう精神だとは思いますが、その辺の具体的な、どういうふうに進展するかというような点について、申し上げたのは個別各論ですから、お答えは、できればやつていただければいいし、そうでなければ、大臣も聞いておられますから、やっぱりそういうことはもつともだと、こう思つておられるんだろうと思いませんけど、具体的にどんな進展をこれからしていくのかという点についてお答えください。

例えは、具体的にこんな心配の声をお寄せいた  
だいています。子どもが鼻血を出した、これは被  
ばくによる影響じやないかと心配なんだけれど  
も、それを診察してもらつた、検査してもらつ  
た、そのお金はどうなるんですかということです。  
次にまた、今なかなか屋外の運動ができるお  
りません。それで、実際に走ったときには、足が弱  
くなつていて転んでしまつた、骨折をした、その  
ような医療費はどうするんでしょうか?というよう  
な声があります。そのようなものについても、私  
ども野党の案を起案したときには、原則として含  
まれていくというふうに考えてはおります。

現実に、南相馬の市立病院の及川副院長のお話  
を聞きますと、統計データを取ると、子どもたち  
の肥満が進んでいる、子どもたちの中に糖尿病が  
出ている、ストレスによる障害も見られるとい  
ふことがあります。ですので、原則として医療費等につい  
ての支援の対象にしていくと、そういう点が今後  
効果が期待できる点だというふうに思います。

○佐藤信吉君 そこで、手厚く医療費等について  
も助成していくのか、手当をしていく、これ  
は大変大事なことだとは思います。

一方で、福島で被ばくしたんじやないかといふ  
のでいわれなき差別を受けたりするような場合も  
ござります。

今日の福島民報新聞に載っておりますけれども、自民党福島県連は被ばくという文言を外してくれという意見も出しておりました。これに関して、結果としては外れませんでいたけれども、個人の意見になりますけれども、広島・長崎の被爆者の方々の様々な今までのつらい思いもありました。法律の趣旨が変わらない範囲でなるべく削除していくということで、原案から法律の趣旨が変わらぬものは削除されましたが、一部残つております。後世の立法者の方に考えていただきたいと思いますので、今後見直しする機会があればまた更にその検討もしていただきたいと思うんです。

例えば、十三条一項を見ますと、被ばくという文言が入っておりますけれども、最初の頭書きで、ところに東京電力原子力事故に係る放射線と書いてあります。東京電力原子力事故に係る放射線と書いて、これはレントゲンの放射線と違うということは誰でも分かります。そういうようなものについては、被ばくという文言を書かなくても法の趣旨が全うできるんだということが今後確認をできましたら、削除することも是非今後検討をしていっていただきたいと、私個人は思っているところでございます。

期検査なんかも手厚くしていこう。こういうふうに思いますが、それをしてしっかりと具体的にやつていていただくのが何より大事だらうというふうに思います。

そういう意味で今後の課題と、こういう観点からいくと、これからが大事な部分というのが結構あるんだと思います。その辺を発議者のお考えとして、是非ポイントを絞つてちょっとお答えいただきたいと思います。

○森まさこ君 佐藤委員のおつしやるとおりでありますと、このような議論が議事録に残ること自体が私は大変重要なことだと思っております。

今後の課題という御質問でしたけれども、これが一番大切なところで、法律ができましたら、その趣旨を結果に出せるように、各施策の具体化やその財源の確保が重要になってくるわけでござります。これを私たち立法をした議員はしっかりと見守つてまいりたいと思います。法律を実際に施行していくのは内閣でございます。総理大臣を始めとした大臣の皆様、そして政務三役の皆様でございます。そういう方々がきっちり子どもを始めとする被災者支援の施策を打ち出していっていただけるように、私たちの立法者プラス賛同していただける国会議員で、議員連盟、議連をつくつてしまつかりとチェックをしたり、又は、許される

○森まさこ君 残念ながら、このような差別を受けています。いじめを受けているという声が多く寄せられています。特に県外に避難している方から声が寄せられています。このような差別をなくしていくためには、放射線に関する正しい理解を深めることができるよう、例えば学校教育における放射線に関する教育の推進など、必要な教育及び啓発を行うことが考えられまして、その旨うんですが、その辺についてはどんな配慮にならぬでいるでしょうかね。

るだけ大事にしようと、そこに重きがあるんで法律的に被ばくという、取りあえず言葉は入っているけど、そんなに心配せずにと、きちんと健康の診断を受ければ大丈夫なんだよということだと思います。

法律的に被ばくという、取りあえず言葉は入つてゐるけど、そんなに心配せずにと、きちつと健康の診断を受ければ大丈夫なんだよということだと思います。

福島のお医者さんたちもいろんなお話を聞いていますけど、大事なことはちゃんと健康管理をして、そして必要な手を打っていくんだということですで、そういう意味では、被ばく被ばくというふうに法律上なかった方がいいと、こういうお話ですし、しかしながら載つた。そんなに気にすることじやなくて、健康に生活しましようよと、そのためにさつき申し上げたいいろんな健康診断、定期検査なんかも手厚くしていこう、こういうことをしてしっかりと具体的にやつていていただくのが何より大事だらうというふうに思います。

そういう意味で今後の課題と、こういう観点からいいくと、これからが大事な部分というのが結構あるんだと思います。その辺を発議者のお考えとして、是非ポイントを絞つてちょっとお答えいただきたいと思います。

○森まさこ君 佐藤委員のおつしやるとおりでありますて、このような議論が議事録に残ることと自体が私は大変重要なことだと思っております。

今後の課題という御質問でしたけれども、これが一番大切なところで、法律ができましたら、その趣旨を結果に出せるように、各施策の具体化やその財源の確保が重要になってくるわけでござります。これを私たち立法をした議員はしっかりと見守つてまいりたいと思います。法律を実際に施行していくのは内閣でございます。総理大臣を始めとした大臣の皆様、そして政務三役の皆様でございます。そういう方々がきつと子どもを始めとする被災者支援の施策を打ち出していっていただけるように、私たちの立法者プラス賛同していただける国会議員で、議員連盟、議連をつくつてしつかりとチェックをしたり、又は、許される

ならばこの委員会の中に小委員会ができる、そして随時チェックをしていく、大臣に質問をしていくこともできたらというふうに希望をしております。

さらには、私たち立法者、提案者で福島県を始めとした被災地に出かけていて、仮設住宅や避難先にお邪魔をして、タウンミーティングを開いて皆様の御意見を聞いて、この法律がしっかりと皆様の元に根付いているか、届いているかということを確認してまいりたいと思います。

さらには、この法律に基づいて、今後、政省令やガイドラインが策定されていくと思いますが、それに当たっては、この法律が議員立法であることを踏まえて、策定前に立法者の意思を確認するとともに、本委員会など適切な国会の機関に報告をしていただきたいというふうに思つております。

○佐藤信秋君 ということが大事だと思いまして、恐縮ですね、大臣、お忙しいのに大臣にもおいでいただきて、やり取り聞いていただきながら、これから問題ということをしっかりと大臣にも引き取つていただいて努力をしていただくというのが大事なことだと思います。後ほど大臣にちよつとお伺いしたいこともありますから。その前に紙発議者に、第三条の国の責務、これどういう趣旨で規定されたものか。二つの責任を負っていると、こういうふうに併記されたこの趣旨はどういうことかという点についてお答えをお願いします。

○紙智子君 佐藤信秋議員の御質問にお答えいたします。

原子力災害によつて国民の生命そして身体及び財産に危険が生じる場合には、国にはそれらを保護する使命があります。そのため必要な施策を講ずることが求められています。加えて、国がこれまで原子力政策を推進してきたことから、国は今回の事故について社会的な責任を負っていると考えられます。今回の事故のため、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられている方々の支

援については、これらの二つの要素が相まって国として責務を負っているもので、第三条第一項でそのことを明確にしています。

なお、私どもとしては、この国の責務が規定されたことによつて事故の直接の原因者である東京電力の第一義的責任がいささかも軽減されるものではないということも付け加えておきたいと思います。

以上です。

○佐藤信秋君 そこでなんですね、子どもの健康を大事にしようと、もちろんそうです。そして、法の趣旨として被災者の就業支援等もやつておる。具体的にというとこれから課題が結構多いんだと思いますが、予算的なものもしっかりと用意しながら、仕組みも用意しながら、こういうことだと思います。

そこで、一つの例といいますか、いろんなことをやらないかねと思うんですが、お手元に今資料もちよつと御覧いただいているかと思いますけれども、ふくしま産業復興企業立地支援事業と、このういうのがありますし、これ第三次補正でしたで補助でやるような場合が多くなるのかな。本当は補助ですから、多分、今回のこの法律も具体的にどういうふうに用意しているかとなると、予算もつと心配しないかぬのは、これ五年の基金なんですね、五年、もうちょっと延ばしてもいいのかもしれません。一年目で実はオーバーフローというか、扱いがもうオーバーしてしまいましたと、三百九十九件のうち百六十七件までしか、今のところ何とかしようと思つても予算的には、基金的にはそこまで終わつてしましますと、こういう言つてみればお話ですよね。どう精査していくつも、あそこを切れ、ここを切れというのはなかなか進まない話というか、実際問題としては企業の方はどんどん立地しないと就業機会つてできてこないわですか。だから、そこは急ぐんですね。急ぐんですが、二百九十九のうち百六十七、あと百三十はまだちょっと対象にできませんと、こうなる。

そこですね、一つの例として、三次補正でこの企業立地支援事業、千七百億円の用意をしました。これは五年間の措置としてしつかりやつていいましましようと用意していただいたところまではいいんだけれども、この進み方にについて、これは経済省の方に具体的に伺つた方がいいんだと思います。どんな進行状況か教えてください。

○政府参考人(畠井恵光君) 御質問のがんばろう

ましては、本年の一月三十日から三月三十日までに福島県が実施いたしました第一次公募におきまして二百九十九件の申請、補助金申請額の総額で申し上げますと二千六百五十億円と、予算額を超える、想定を上回る申請がありました。大変喜ばしいことと存じております。本補助金を活用して福島県への企業立地が促進されることを大いに期待しているところでございます。五月十一日に福島県は第一期選択として二百九十九件のうち百六十七件の企業を指定したところでございます。

国といたしましても、基金の適正かつ効果的な運用管理が行われるよう、指定された案件について実施計画等を現在精査しているところでございます。

○佐藤信秋君 喜ばしいことですというよりは、もつと心配しないかぬのは、これ五年の基金なんですね、五年、もうちょっと延ばしてもいいのかもしれません。一年目で実はオーバーフローというか、扱いがもうオーバーしてしまいましたと、三百九十九件のうち百六十七件までしか、今のところ何とかしようと思つても予算的には、基金的にはそこまで終わつてしましますと、こういう言つてみればお話ですよね。どう精査していくつも、あそこを切れ、ここを切れというのはなかなか進まない話というか、実際問題としては企業の方はどんどん立地しないと就業機会つてできてこないわですか。だから、そこは急ぐんですね。急ぐんですが、二百九十九のうち百六十七、あと百三十はまだちょっと対象にできませんと、こうなる。

その辺は、五年間のつもりが一年目で全然足りない、こういうことに対するどんなふうなこれから行動をしようとするかという点について、大臣お答えになられますか。じゃ、大臣の覚悟、決意をきましようと用意していただいたところまではいいんだけれども、この進み方にについて、これは経済省の方から御紹介ございましたけれども、その立地補助金ということで、五年間分、千七百億円、用意をいたしました。これは他県とほどの経済産業省の方から御紹介ございましたけれども、その立地補助金ということで、五年間分、一千七百億円、用意をいたしました。これは他県との比較でいきますと何百年分ぐらいに相当するくらいのかなりの額ではございました。そういう中で、いろんな企業が何とか福島の支援をしたいとうことで手を挙げていただいたということあります。

○國務大臣(平野達男君) 昨年の三月十一日の東日本大震災、その後の福島第一原発の事故、特に

その福島第一原発の事故に伴つての大量の放射性物質の放出、これによつて今、特に福島県経済は大きな打撃を受けているということについてはもう御承知のとおりであります。

その打撃の中身について二、三御紹介いたしますと、二、三という言い方もちょっと正しい言い方ではございませんが、まず何といつても双葉郡の東京電力第一発電所、これはあの地域の経済の要でもございました。その発電所がもうなくなつているということでありまして、廃炉に向けての作業でこれからある程度の労働力の需要等は出でていますけれども、第一原発がなくなつたことの経済への影響というのは非常に大きい。それから放射能による影響、これで農産物の生産が出荷自粛あるいは操業自粛、こういったことを今迫られているのもございまし、それから風評被害、これは観光業等々に及んでおりますが、かなりの影響が出ているということです。さらに、足下の問題とすれば、六万人の方々が県外に避難されているという事で、これも福島県経済に与える影響というのは非常に大きいと考へる必要があります。

そういう中で、福島県全体の経済の底上げを何とか図らなくちゃならないという中で、産業立地ということに大きく注目したわけであります。先ほど経済産業省の方から御紹介ございましたけれども、その立地補助金ということで、五年間分、千七百億円、用意をいたしました。これは他県との比較でいきますと何百年分ぐらいに相当するくらいのかなりの額ではございました。そういう中で、いろんな企業が何とか福島の支援をしたいとうことで手を挙げていただいたということあります。

委員の御指摘のとおり、五年間分が一年間でまず今のままだと使つてしまふ、まだ足りないといふことで、まあどうするかということをございますが、まずは今回採択された案件についてきつと精査をしていただきまして、これをしつかり使つていただくということが基本かというふうに思います。それで、その上で、これから福島に様々なニーズがあるということにつきましては、

佐藤知事からも、あるいはいろんな各首長さんからも強い要請を受けておりますので、そういうふた

要請を踏まえながら必要な検討は、少なくとも復興大臣としてはしっかりとした検討をしてまいりたいというふうに思つております。

してとうか、お誓い申し上げまして、私の質問を終わります。

射線量の値の取り方といったものもしつかりとこ  
れは具体的に言及をされなければならないと思いま

スケジュールを組んで予算立てをする、全て計画を立ててスケジュールを決めてやるべきだという

○小熊慎司君 みんなの党的小熊慎司です。  
ありがとうございます。

○川田龍平君 小熊委員の質問にお答えいたしま  
ますので、まずこの二点についてお伺いをいたし  
ます。

○小熊慎司君 実際、この事故は東電が引き起こ  
ふうに考えており、本法案でもそれらの趣旨で計  
画を立てることを考えております。

○佐藤信秋君 実は、これは復興交付金なんかも同じ問題がありまして、大臣御存じのように。で、き上まるまで補助しません、交付しません。だけど、でき上まる前に審査は一生懸命やります。これは、実は両方ともはうまくいかないんですね、御存じのよう。実行しながら、様子を見ながらやつていかないと、あらかじめどれだけ掛かるといったって、それは誰もできませんよね。積算が、契約が。ですから、そこは弾力的にやりながら、しかし、明らかに、はるかに不足しているのは確かですから。

そうすると、閣内でも、何があつても頑張るぞと、こういう決意が要るんですね。補正早く取るぞと、言つてみれば、ということが必要なんで。だから、やっぱり大臣はお分かりになつていてるでしょうから、これ以上は伺いません。

ことに敬意と感謝を申し上げる次第であります  
し、これがゴールではなくて、先ほど森発議者か  
らもありましたとおり、議連をつくるて、しつか  
りとこの法律の実効性を高めていくということも  
ありますので、まさにこれからが本当の取組であ  
ると思いますので、これは与野党が歩み寄った、  
知恵を出したという表現よりも、逆に与野党が其  
に被災地、被災者に寄り添つた結果、全党一致で  
この草案を得たというふうに私は評価をしたいと  
いうふうに思いますし、私としても、三月十一日  
以来、被災地を駆け巡つて人々にこの国会に来た  
ときに、川田議員が、小熊さん、子どもと妊婦ど  
う守るんだということから我が党は始まつて、八  
月にはもう既に川田私案がてきて、年明けてから  
は先ほど森発議者の言ったとおり、まず野党でこ  
れも汗をかいて成案を得て、その後、与党との話

私も本当に今回この法案がようやくこここの場で審議をされて、成立させていくという過程に一緒に立ち会えたことを本当に喜ばしく思つております。本当に私の私案というよりもみんなの党とそれから社民党の衆議院の阿部知子議員も一緒になつてこの衆議院と参議院を、各党、本当に働きかけて、そして自民党的な案と合体させて、そして与党の案と合体させるということができて、本当に今回の日の目を見るようになりました。そういう意味では本当に各党の皆さんとの協力、本当にありがとうございます。

そして、私自身、この被災者生活支援等施策の中には、基本計画をやはり是非作つていくということが大事ではないかというふうに思い、この被災者生活支援等施策の中には、目標を立ててそれ

したものでありますけれども、これは政府もこれは共犯者でありますし、これは、またちょっと話をはずますが、原子力の再稼働に関しても責任を取ると言つても、今回の事故に関しても責任まだ取られてないわけですよ。到底、私はこれは人間が責任を取れるようなものではないというふうに思つてはいますが、この起きたものに関してはやはりこれはポイントにフォーカスしてそこだけということではなくて、やはり人生というのは多岐に、一人の人生は多岐にわたっていますから、これはしっかりと全て、特に命、また先ほど佐藤委員のありました雇用とかそういうことも含めて、これは多岐にわたつて計画をしつかり立てて、ということをこれは今後我々も注視をしていかなければならぬと思つていますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

合意、与党はとりわけ政府とも話し合わなきやい  
けないという非常に難題も乗り越えてできた草案  
でありますので、これはしっかりと早期に成立を  
させて、そして実行を見ていかなければならぬ  
というふうに思つております。

に向けて計画的に推進していくべき施策も考えられます。第五条の第二項第三号の計画に関する事項としては、こうした施策について、施策の目標、目標達成のためのスケジュールや手段などに関する事項を定めることが考えられます。

次に、まさに命を健康をどう守つていくかと  
いうことに関しては、基本理念の第二条の第三  
項、これは先ほど森発議者からもありましたとお  
り、私も福島県でありますから、これ外部被ばく  
く、内部被ばくという言葉は非常に刺激的ではあ

助金だつてこれで十分かと思つたら全然足りない。絞つていつたつて駄目です。絞るだけ絞つたらまたしほむだけですからね、企業の立地マインドが。だから、それは大いにやつてくださいと言ひながら応援せないかぬ。

そこで、質問に移りますけれども、まず第五条の部分で、政府が基本方針を作り、同条の第三号で計画に関する事項とありますけれども、この法案、長いタイトルが付いていますが、与野党でこの仮称としては子ども・被災者支援法案というふ

この法案策定の経緯について、先ほども岡谷委員からお答えいただきましたが、野党案では、政府が基本計画を定めるとの条文がありました。一方、与党案では、施策が計画にはなじまない、住民の意向を尊重するということから、

りますが、しつかりと健康、命を守つていくとい  
う点においては必要な言葉ではありますし、そ  
ういう意味において、これは発災当時にしつかり健  
康調査をやればよかつたんですけども、その  
体制になかつたということでありますし、また長

健康の方もそうなんですね。用意はしました、さつきのホール・ボディー・カウンターにしろ、それから甲状腺のチェックにしろ、チェック機械にしろ、しっかりと実行まで持ち込む。これは発議者の皆様も各党全部一致しての考えですから、

うになつてゐます。子どもも妊婦も守つていく、そして被災者の生活も守つていくという多岐にわたる目的があるわけですが、この計画といふのは具体的にはどういった部分について計画を立てようとしている狙いがあるのかと。

政府が計画を立てるということではなく、当初、この基本計画の策定という条文は与党案にはありませんでした。しかし、行政がスケジュールを立てて予算をきちんと組んでいくためには、政府が計画を立てていくという、作るというこの条項が

期にわたる調査、また対応が必要であるというところはこれまでの質疑の中でも発議者の方からも答弁がありましたけれども、とりわけ、この内部被ばくですね、これに関して、どういうふうに具体的に対策を取っていくような形になるのか、お聞かせください。

これからきちっとフォローすることをお互いに、法は作った、魂を入れようと、こういうことをお互いに約束し合うことをお願い申し上げま

またあわせて、これはしつかりと実態を把握をしなければならないという、背景をしつかりとらえる、現状をとらえるという観点からすれば、放

必要だととの認識でこの第五条の第三号に計画に関する事項というものを書きました。当初の野党案にある子どもと妊婦を守るためのこの施策は全て

○川田龍平君　この第二条第三項で内部被ばくについて言及したのは、被災者の健康上の不安を解きをいたします。

消させるためには外部被ばくによる影響と内部被ばくによる影響の双方併せて考慮する必要があるためです。

この外部被ばくということばかりが語られる中で、あえて内部被ばくという言葉をこの条文に盛り込ませていたいたいのは、差別に対する配慮というのももちろん論点にはなりましたけれども、それよりも、この内部被ばくという概念をしっかりと皆さんに知つていただいて、体の中から、体の中に取り入れた放射性物質によって放射線の影響を体が受けていくということは、外部被ばくとは違った影響を体に与えていくものであるということからも、どの法にも明記されていない内部被ばくという言葉をここで使わせていただいたことが重要だと考えております。

食品の全量検査を目指すことを野党案では当初目指しておりましたが、これは最初から全量検査というのではなく、そこもありますので、しっかりとこれはスケジュール立てをして、そして検査機器の開発などもすることによって、食品の全量検査ができるような体制をこれから時間をかけてしっかりとやりつていふことが大事ではないかとうふうに考えております。

この草案では、同項の内部被ばくに伴う健康上の不安を解消するという観点を受けて、例え第一項で、支援対象地域で生活する被災者への支援として、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策を規定しております。さらに、同条の第三項で、その施策には学校給食の共同調理場等における検査機器の設置に関する支援が含まれることを明確化しております。また、同条第四項では、同条第一項での支援の対象とされるいる放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組に学校給食等についての放射性物質の検査が含まれることを明確化しております。

国が安全であるとした薬によつて薬害エイズという問題も引き起こされました。私もその被害者として、一度と同じ過ちを繰り返さないために

も、国が安全であるとしたこういった問題を、やはりこれはしっかりと健康被害をそこから受けないよう未然に防止していくことの観点をこの法律に盛り込んだことも大変重要な観点であると考えています。これは、健康上の不安というものを解消するだけではなく、健康被害を受けないように未然に防止をするということもこの基本理念の第五項の中には、第二条の第五項には盛り込んであります。そうした健康被害を未然に防止する観点からこういう放射線量の低減及び健康管理の万全を期する、また、子ども及び妊婦に対して特別の配慮をするということが大変重要であるというふうに考えていています。

私も裁判をやって、国相手の裁判を闘つてきましたが、裁判というのは誰もができるわけではありません。裁判によって家族がばらばらになってしまった、さらには裁判をやりたくても裁判をやれない人たちといることがあります。そんな中で、裁判によつて立証責任を被害者が原告として訴えて裁判をやるということではなく、今回、医療に関しては、国に立証責任を求める不ガーディープリストといふものを入れて、医療費の軽減を、減免を図るという画期的なこともこの法案には盛り込むことができました。それは、やはり先ほどの森委員から答弁にもありましたとおり、これは、鼻血が出たりとか、本当に健康上の不安が起つたときに、やはり医療に本当にかかる、そうした体制というものをしっかりとつくりしていくことが大事だというふうに考えていています。

そして、一日も早くこの法律案を成立させていただきて、先ほどからの話にありましたように、この法案を作つた後もしっかりと実行に移されるよう、この個別の具体的な、具体策の法律であるとかそれから政省令などもしっかりと様々な施策を進めていきたいというふうに考えていてます。

基本理念にあります、この第一条第五項にあります健康被害を未然に防止するということのためには、先ほども小熊委員からも指摘ありましたように、生まれてからすぐ、学校だけではなくて保

育園も実は給食があります。保育園の給食に関しては、お母さんたちからは大変不安の声が出ていますので、そういった保育園の給食についての検査もしっかりとやっていたいたい。さらには、次世代のためにも、これから生まれてくる子どもたちのためにもそういう体制をしっかりと整備していくことが大事だというふうに考えております。

○小熊慎司君 川田発議者の御自分の人生も踏まえての答弁でありますけれども、まさに、考へてみれば、大丈夫だろとか、まさかそんなことないだろということがあって川田議員も大変苦笑しました。二度とそういう、まさかとか、だろとかで、実際事が起きてしまわないようにという思いを強く感じた次第であります。

そういう意味で、我々福島県としては風評被害とか差別といったものも非常に懸念をするところで、今、全国の中でも、全世界の中で福島県ほどしっかりと検査しているところはありません。全国でも検査をしていますが、消費者の中にはゼロだと思つて勘違いする。ND、検出されず。ところが、それは下をカットしているだけの話で、福島県は非常に基準が低いところでやっていますから、一番正確な、正確というか、厳しい検査を受けた上での食品ですから、より逆に安全だということも言えるのかもしれませんし、私はこの際、本当に、逆に空中線量が世界平均で二・四、年間である。世界平均、ローマが二・四ですから、ローマのチーズ大丈夫かななんて思つたりもするんですねけれども。

これはもう、この際、しっかりとこの放射線との、我々がどう向き合つていくかという意味では、これは広く福島県、東日本だけではなくて、まさに子どもの命、国民の命という意味では、これはもつと広く厳しくチェックをしていくといふことが、実はこの東日本だけチェックをして、実際に海外のものが、国内のどこかのものが本当は違つていたんだということになりかねませんから、そういうことで初めて国民全体が誤解を招かなければ正しい放射線知識も持ち合わせるということ

にもつながつてくるというふうに思います。先ほどの差別の問題であれば、学校教育でのしつかりとした取組ということも言われましたけれども、私が昨年本会議でも事例で出しましたが、私の地元の高校生がこの春就職するに当たつて、東京で就職が決まつた際に、社長からふるさとの名前を言うなど。これは社長が差別したというよりは、福島県出身ですと言うことによって社員の中では差別が起るから言わない方がいいよという配慮だったのかもしれないんですが、私これには間違いだと思うんですよ。その社長はしつかりと社員教育をしてやるべきであつて、そういうた誤解がないようにしていかなきゃいけないという意味では、これは学校教育ではなくて、広く国民、ある意味ではこれは全世界からいえば日本そのものが風評被害に遭つてゐるわけですから、これは全世界に向けてしつかりと情報発信をしていかなければいけないというふうに思ひますし、この差別のところの言及はこの今言つた第二条の第四項に規定はされていますが、差別される側への配慮だけではなくて、差別する側への、一番大事なことは差別する側への対策が重要だと思います。

そういう意味では、広く国民、また世界に向かってどのようにこれは対策を取つていくのか、お聞きをいたします。

○田龍平君 小熊議員の御指摘の点について、この第十八条で放射線等に関する国民の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとしております。やはりこの放射線に関する知識をやつぱりしっかりと国民、そして国外にもしつかりと理解していくだくことが大事かと思います。

本当にこの放射線による影響というのはまだ科学的に分かつていらない部分もあり、本当に過剰な怖がりをする必要はないと思いますが、正しく恐怖がらなければいけないという中で、本当に未然に体の中に放射線を入れていかないような防止をす、未然に防止をするための施策をやはりしっかりと国が取つていく必要があると思います。国



あつて、子どもたちの目的、早期発見と完全な治

どうもありがとうございました。  
秋野公造君 公明党の秋野公造で、  
あつて、子どもたちの目的、早期発見と完全な治  
療、これを阻害しない範囲でリスト化していくと

いうことと理解しております。

発議者の皆様方の御尽力に心から敬意を表したいと思います。お役に立てますよう、質疑に入ります。

歳以下の子どもの医療費無償化の助成かどうかなるのかについて質問したいと思います。

子ども医療費助成制度の内容、つまり免除するといふ内容が後退するようなことがあつてはならないと考えますが、いかがでしょうか。

基本的にはその子の年齢の問題のとおり  
あつてはなりません。御案内とのおり、福島県が  
現在行つてゐる十八歳以下の子どもの医療費の無  
償化は、無償となる医療の範囲に特定の限定はあ  
りませんが、無償化の措置を受け得る者は福島県  
内に居住する子どもに限定されております。

今回のこの草案 第十三条第三項 まさにここが大事でございまして、減免の対象となる医療は被災者たる子ども及び妊婦とされており、必ずしも福島県内の子どもに限定はされておりません。ただし、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものとなつてございます。

このように両者に差異があるから、この草案の成立後は同項に基づく医療費の減免に必要な施策として新たにどのような施策を講ずるかが今後の検討課題になつてくるかと思います。

なお、新たな施策が講じられた場合には、福島県が行つてゐる医療費の無償化の運用がどのようになるかは福島県の判断によりますが、両者の関係については適切に調整されていくものと理解しております。

○秋野公造君 公明党の秋野公造です。  
発議者の皆様方の御尽力に心から敬意を表します。  
子どもや胎児は放射線への感受性が高いと言わわれており、低線量の放射線が人の健康に与える影響も科学的に十分解明されていないことから、保護者や妊婦の方は大きな不安を抱いていますといふ話がありました。何かあつたらどうするのかとか、いうことで、被災者の方々に対して、健康について今分かることをその都度しつかり伝えていくこと、いうことは非常に重要であると思つております。  
その意味で、今福島県で行われている県民の健康を守るための健康調査、行なわれておりますけれども、草案第十三条第二項の目的と意義はどこにあるのか、福島復興再生特別措置法に定められている健康管理調査とはどのような関係にあるのか、吉田発議者の見解を求めます。

○吉田忠智君 秋野公造委員には、この間、共に法案作りに御尽力をいただきましたことを心から敬意を表します。

それでは、質問にお答えをさせていただきます。

〔委員長退席、理事岡崎トミ子君着席〕

低線量の放射線が人の健康に与える影響が科学的に十分解明されていないことから、支援対象地域に居住し、又は居住していた方、避難指示区域から避難している方等は、今後健康に影響が出てくるのではないかという不安を抱いています。そのため、定期的に健康状態を把握して健康管理を行なうことで、このような不安を解消することが求められており、また、万が一健康に影響が生じた場合にも早期発見、早期治療ができるようにする必要があります。第十三条第二項は、このような観点から、定期的な健康診断など健康への影響に関する調査について必要な施策を講ずることを規定したものであります。

福島復興再生特別措置法第二十六条に規定さるべきであります。これを受けて福島県において県民健康第一の被災者についても健康調査の対象となるよううに必要な施策を講じる義務を課しており、福島市等の被災者に必要な対象を広げております。同条後段では、特に子どもである間に一定の基準以上の放射線が計測される地域に居住したことのある者等に係る健康管理措置法に定められています。この対象を広げることによりも対象を広げております。これは、基本理念にもありますように、胎児を含む子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえたものであります。

以上です。

○秋野公造君 健康調査を県外の方も受けることができる、そして少なくとも子どもについては生涯にわたって健康調査を受けることができる、其金が切れたたら終わるということはないということが明確になつたわけでありますが、そういうたとえをどのように国に対して担保させるおつもりでありますか。谷合発議者の見解を求めます。

○谷合正明君 この草案が成立すれば、福島県以外の被災者についても国によつて必要な施策が講じられることになります。現に行われております福島県の健康管理調査と福島県以外で実施される健康調査の内容が不統一という事態が生ずることは好ましいものではありません。このことから、第十三条第二項に基づいて国が適切に必要な施策を講ずることによって、福島県の内外を問わざらず被災者は同じ内容の健康調査を受けることができるようになるものと考えています。

もう一つ、生涯にわたる健康診断の実施につきましては、国が必要な財政上の措置を講ずることなど、第十三条第二項に基づいて必要な施策を講

○ 秋吉田の生涯を変える相手です。今度は吉田の人生を変える相手です。○公策にどのようにお歸りですか。○政大臣がどうする。さくらんぼの内閣は、内閣員も断然に康管などおいています。○秋吉田の人生を変える相手です。○政大臣がどうする。そのためです。

こととなります。

**野公造君** 県外の方も同じ健康調査を受けるができるということ、生涯にわたって健康を行うためには財政上の措置が講じられることが明確になっているわけですが、島で行われている健康調査については、今、発議者からも御答弁ありましたように、確定のままありますと、一体どのような形での健康調査を担保することができるにしようか。例えば健康診断、健康調査の主体えていくということなのか、どのように決定されているか、谷合発議者の見解を求めておきます。

**谷合正明君** この草案の第十三条第二項で定めています健康への影響に関する調査に関する施つましましては、現在行われています福島県民健康調査に関し国が講じている措置、福島県も当該措置でなければならないとはしていません。調査の実施は引き続き県が行い、国はそのを行うという仕組みとなるのか、あるいは、ねのところにあります、あるいは実施主体のがあるのかは、同条に基づく国の施策としていつた措置を講ずるかの検討次第となります。

らに、第十三条第二項に基づいて行う施策のにつましましては、野党六党としては、秋野委を中心に御尽力されてこられましたが、健康診つきまして福島県の自治事務という現在の健査の位置付けを国の法定受託事務とするの見直しも含めて検討されるべきことと考えります。

**野公造君** その福島県民健康調査の現状につ政府はどうのように評価をしているか、御答弁いただきたいと思います。

**府参考人(西本淳哉君)** お答え申し上げま



がうたわれております。昨年七月七日の予算委員会で、私は福島の皆様方の健康を守るためにWHOやIAEA等と連携した国際交流拠点を創設すべきであると質疑を申し上げまして、当時の枝野大臣も必要性を認めた答弁をなさいました。

外務省伺います。国際交流拠点創設への進捗状況と決意について答弁をください。

○政府参考人(武藤義哉君)お答えいたします。

今回の原発事故を踏まえまして、事故の経験、そして教訓、これを世界と共有するということは我が国の責務であると考えております。また同時に、原発事故にかかる種々の課題に対処するために国内外の英知を結集することは有意義であるというふうに考えてございます。

このような観点から、福島県からの御要望を真剣に受け止めまして、福島県の方々の健康被害調査を含めた諸課題への対処をめぐる協力の可能性について国際原子力機関、IAEAにも打診をして、鋭意検討を進めてきているところでございまして、福島県に将来的に国際交流拠点を整備するということも視野に入れまして、何が可能であるか、関係府省あるいは福島県とも緊密に連携をしつつ積極的に検討を進めてまいりたいと思ってございます。

○秋野公造君 どうか法律の趣旨を踏まえて頑張っていただきたいと思います。

自らの健康情報を被災者の方々にしっかりと届けることができる健康調査というものをしっかりと実現させることができるとならば、それは必ず安心、安全へのメッセージにつながると私は信じてあります。この法律が一日も早く成立をして、福島の皆様方のため、被災者の皆様方のために役に立つことができるよう私も祈りたいと思います。

○委員長(玉置一弥君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、吉田忠智君が委員を辞任され、その補欠

として福島みずほ君が選任されました。

○福島みずほ君 社民党的福島みずほです。

与野党を超えて、とても必要な法律を作り上げられた発議者の皆さんに心から敬意を表します。

また、人々とりわけ子どもたち、妊婦さんの命を守るために頑張ってきた多くの皆さんにも心から敬意を表したいと思いますし、私自身も一緒に喜び合いたいと思います。

当事者の皆さん、地元首長、それから自治体、受け入れている自治体や首長の皆さん、議員の皆

さん、N G O、日弁連、多くの市民の皆さん、今まで頑張り、発議者の皆さんたちと、多くの皆さんたちとこの法案を一本にまとめることができた

先ほど、谷岡さんの方から一ミリシーベルト以下を目指すという力強い答弁があり、やはり一緒に一ミリシーベルト以下ということを実現できる

ように頑張り合いたいというふうに思つております。

まず最初に、現状、福島県においては子どもに

対する特別の検査項目として甲状腺超音波検査が予定されておりますが、チエルノブリ原発事故では膀胱がんや心臓病、免疫力低下による諸症状など、甲状腺がん以外の疾患も多数報告されております。また、血液検査の実施、試料の保存の要望も強いであります。

自らの健康情報を被災者の方々にしっかりと届けることができる健康調査といふことを実現させることができるとならば、それは必ず安心、安全へのメッセージにつながると私は信じてあります。この法律が一日も早く成立をして、福島の皆様方のため、被災者の皆様方のために役に立つことができるよう私も祈りたいと思います。

○川田龍平君 ありがとうございます。

第十三条第二項の健康診断、その他放射線による健康への影響に関する調査について講ぜられる

项目的、手法等の具体的な内容を定めるに當たつては被災者の意見を反映、透

徹に反映するべきと考えますが、いかがでしょ

うか。

○金子恵美君 お答えいたします。

おつしやつたとおり、御提案のように、健康管理手帳に係る制度の創設については、やはり健康管理に係る施策や医療費の負担を減免するための

施策を具体的に制度設計するに当たりまして、被災者の方々の意見を反映しつつ検討していくべきものというふうに考えているところであります。

実際に今浪江町では町独自でこの健康管理手帳を全町民に配布というふうに進めていたところです。

○徳永エリ君 福島委員にお答えいたします。

私たち今日ここにいる民主党の議員で何度も福島に行つてまいりました。また、それぞれ地元

必要な措置を講ずることとなります。

そして、従来されてきたよな、パブリックコメントをしたので意見を反映したというアリバイ的なものではなく、直接被災者の声を聞いた上で決めていくように、さきに森まさこ委員も表明したように、発議者を始めとする超党派の議員連盟が法案の中身がしっかりと執行されるようにフォローアップをしていくこととしており、既に野党六党で提出している健康調査法案も含め、今後の新たな法整備に向けてしっかりと努力していきます。

○福島みずほ君 被災者の定期的な健康診断の実施に必要な施策、医療費減免の実施等のため、被災者のうち、希望者に対する健康管理手帳の交付も必要とされるのではないかと

されています。何ら急ぐ検査ではないと言われています。何ら急ぐ検査ではないと言わ

ることで甲狀腺検査を受け終わるまで二年半掛かるとされています。何ら急ぐ検査ではないと言わ

の避難している方々にも会つてお話を聞いてまいりましたが、この甲狀腺検査の問題はたくさん御意見を聞いてまいりました。委員御指摘のよう

に、甲狀腺検査では検査画像の交付はありません。それから、医師の所見の記載もありません。

これに加えて、現段階で検査対象者三十六万人が

全て甲狀腺検査を受け終わるまで二年半掛かるとされています。何ら急ぐ検査ではないと言わ

れていることへの不信感、それからそんなに長い間検査を受けなくて果たして丈夫なんだろうかと

いう心配の声もたくさん聞いています。さらに、

甲狀腺検査は、十八歳以下は二年に一度、十八歳以上は五年に一度受ければいいというふうに言わ

れているんですが、この検査の仕方に對しても非常に疑問の声が上がっています。

この草案では、第十三条の二項で被災者の定期的な健康診断の実施について必要な施策を講ずる

甲狀腺検査は、十八歳以下は二年に一度、十八歳以上は五年に一度受けければいいというふうに言わ

れているんですが、この検査の仕方に對しても非常に疑問の声が上がっています。

この草案では、第十三条の二項で被災者の定期的な健康診断の実施について必要な施策を講ずる

甲狀腺検査は、十八歳以下は二年に一度、十八歳以上は五年に一度受けければいいというふうに言わ

れているんですが、この検査の仕方に對しても非常に疑問の声が上がっています。

この草案では、第十三条の二項で被災者の定期的な健康診断の実施について必要な施策を講ずる

甲狀腺検査は、十八歳以下は二年に一度、十八歳以上は五年に一度受けければいいというふうに言わ

れているんですが、この検査の仕方に對しても非常に疑問の声が上がっています。

この草案では、第十三条の二項で被災者の定期的な健康診断の実施について必要な施策を講ずる

甲狀腺検査は、十八歳以下は二年に一度、十八歳以上は五年に一度受けければいいというふうに言わ

れているんですが、この検査の仕方に對しても非常に疑問の声が上がっています。

この草案では、第十三条の二項で被災者の定期的な健康診断の実施について必要な施策を講ずる

痛感をしております。

避難の権利、家族やコミュニティを分断されたり雇用や生活の不安に直面することなく避難生活を送ることのできる権利で、政府、自治体はそれを保障する義務を負うというふうに考えております。子どもたちもちろんですが、大人も含めたこの避難の権利、行政は避難者の生活や生活必要な物資の確保や雇用の確保など責任を持つて行うべきだというふうにも思いますが、いかがでしょうか。

○谷岡郁子君 先ほど福島差別という言葉があつて、福島さんを差別するつもりは毛頭ないということをもちろん言いながら、つい使ってみたくて、済みません。

本当に今おつしやるとおりで、まさに与党案といふのはこれを目的としたと言つても過言ではないといふうに思います。国は国民の持ち物であります、国民党は國の持ち物ではないと思います。また、それはそのいろいろな地方についてもまた言えるのではないかというふうに思います。

私たちは、適切な情報が開示されるというこ

と、その下に自己決定をする権利をベースに与党案を作りました。そのうちの一つが選択肢として避難の権利であるというふうに思つております。そしてまた、合意案につきましてもその考えは引き継がれました。単に自己決定する権利というものを保障するのみではなく、それが実現できるということ、それが大事なことだというふうに思つております。

理不尽にも自らが気に入つて生活の足場が放射線によつて汚染されて、そしてそこから根を折ち切られてしまつた人々がどこにいるのか、どこに行くのか、それについて自己決定をするのは当然の権利でありますし、またそれを最大限支授するのが国の義務であると思いますし、またそれに協力をしていただけるのが多くの地方自治体、また同時にそこに住んでいらっしゃる住民の方々にとつて日本の仲間に對する対応の仕方ではないかというふうに私たちは考えまして、それが

実現いたしますように心から国民各位にお願いをしたいというふうに思つております。

それが実行できるということは、国が地方公共団体とともに、雇用、住居、教育、医療等のサービスについてしっかりと支援できる体制をつくる

ということです。必ずしも予算を付けるということではなくて、今ある様々な中に、例えば雇用促進住宅であつたり福祉住宅であつたりする

ことを優先的に使うとか、ハローワークで優先的にその方々を取り扱うという形で、予算がなくて

もやれることはたくさんあると思います。全国の自治体、そして全国の皆さんのが知恵と創意工夫によつてそういうことをたくさん考えいただける

ということが私たちの願いであります。

また、この法案の中には、そういう形で今、家族がどうしても分離せずにいられない、父親が放射線の高いところにいて母子が避難しているというような場合、その場合についての、面会ができるようになります。また、それはそのいろいろな場所についても含めて保障されるべきだというふうに考えており

ます。

○福島みづほ君 家族と離れて暮らすことになつた子どもへの支援には、親が子どもに会いに来るための移動や宿泊費の支援も含まれるんでしょうか。

○徳永エリ君 私の地元の北海道には、福島県だけではなくて放射線量の高いところから多くの方が母子避難をしていらっしゃいます。

家族が離れて暮らすことは大変につらいことでありますけれども、中でも福島県外から避難してきている方たちの中には何の金銭的な支援も受け

きたいという方が大勢いらっしゃいます。生活を支えるために離れて暮らしているお父さんは、二重生活を送る金銭的負担や将来への不安、また

（異議なし）と呼ぶ者あり

○委員長(玉置一弥君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

○國務大臣(平野達男君) 本法律案の策定に取り組んでこられた法案提出者の皆様方、そして委員各位のこれまでの御努力に心より敬意を表します。

本法律案が成立した後は、これに基づき、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の推進に各府省一体となつて最善の努力をします。

（基本理念）

第二条 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行わなければならぬ。

2 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還につ

いての選択を自らの意思によつて行うことがで

きます。被災者がそのいずれを選択した場合であつても適切に支援するものでなければならぬ。

（参考）

午後五時二十四分散会

（参考）

東京電力原子力事故により被災した子ども

第十条にあります家族と離れて暮らすことになつた子どもに対する支援に関する施策は、被災者の

方々の意見をしっかりと反映しつつ、国民の皆様の理解が得られる形で適切な措置が講ぜられるものと期待しております。

○福島みづほ君 ありがとうございます。

ありがとうございました。

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言もないよう

すから、本草案を東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えられるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言もないよう

すから、本草案を東京電力原子力事故により放出された

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

○國務大臣(平野達男君) 本法律案の策定に取り組んでこられた法案提出者の皆様方、そして委員各位のこれまでの御努力に心より敬意を表します。

本法律案が成立した後は、これに基づき、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の推進に各府省一体となつて最善の努力をします。

（基本理念）

第二条 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行わなければならぬ。

2 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還につ

いての選択を自らの意思によつて行うことがで

きます。被災者がそのいずれを選択した場合であつても適切に支援するものでなければならぬ。

をはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律(案)

（目的）

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言もないよう

すから、本草案を東京電力原子力事故により放出された

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

○國務大臣(平野達男君) 本法律案の策定に取り組んでこられた法案提出者の皆様方、そして委員各位のこれまでの御努力に心より敬意を表します。

本法律案が成立した後は、これに基づき、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の推進に各府省一体となつて最善の努力をします。

（基本理念）

第二条 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行わなければならぬ。

2 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還につ

いての選択を自らの意思によつて行うことがで

きます。被災者がそのいずれを選択した場合であつても適切に支援するものでなければならぬ。

（参考）

第三条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

（参考）

第三条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

（参考）

第三条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

（参考）

第三条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

（参考）

第三条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

（参考）

第三条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

（参考）

第三条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された

放射性物質が広く拡散していること、当該放射

性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険に

なるため、一定の基準以上の放射線量が計測され

えたための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案として本委員会から提出するこ

とに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましても、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長(玉置一弥君) 他に御発言ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、平野復興大臣の発言を求めます。平野復興大臣。

（参考）

第三条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力

故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならない。

4 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならぬ。

5 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども(胎児を含む)が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。

6 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任のつとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、被災者生活支援等施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

1 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的

的方向

二 第八条第一項の支援対象地域に関する事項

三 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項(被災者生活支援等施策の推進に関する必要な計画に関する事項を含む。)

四 前二号に掲げるもののほか、被災者生活支援等施策の推進に関する重要な事項

3 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(汚染の状況についての調査等)

第六条 国は、被災者の生活支援等の効果的な実施に資するため、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査について、東

京電力原子力事故により放出された可能性のある放射性物質の性質等を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとする。

2 国は、被災者の第二条第二項の選択に資する放

射性物質による汚染の将来の状況の予測を行ふものとする。

3 国は、第一項の調査の結果及び環境中における放

射性物質の動態等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行ふものとする。

4 第一項に規定する放射線量の低減及び生活上

の負担の軽減のための地域における取組には、子どもの保護者等による放射性物質により汚染された土壤等の除染等の措置、学校給食等につ

いての放射性物質の検査その他の取組が含まれるものとし、当該取組の支援に関する施策には、最新の科学的知見に基づき専門的な助言、情報の提供等を行うことができる者の派遣が含まれるものとする。

2 前項の場合において、国は、子どもの住居、

学校、保育所その他の子どもが通常所在する場

所(通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む。)及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所における土壤等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとする。

(支援対象地域で生活する被災者への支援)

第八条 国は、支援対象地域(その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。(以下同じ。))で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなる子どものに対する支援に関する施策その他の必要な施設を講ずるものとする。

2 前項に規定する子どもの就学等の援助に関する施策には、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施及び学校における屋外での運動が困難となつた子どもに対する屋外での運動の機会の提供が含まれるものとする。

3 第一項に規定する家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策には、学校給食の共同調理場等における放射性物質の検査のための機器の設置が含まれるものとする。

4 第二条第一項に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策

(前項に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策)

第五十条 国は、前条に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策

(前項に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策)

第六十一条 国は、政府による避難に係る指示の対象となつてゐる区域から避難してゐる被災者を

(避難指示区域から避難してゐる被災者への支援)

第七十二条 国は、第一項の調査の結果及び前項の予測の結果を随時公表するものとする。

3 国は、第一項の調査の結果及び前項の予測の結果を随時公表するものとする。

4 第一項に規定する放射線量の低減及び生活上

の負担の軽減のための地域における取組には、子どもの保護者等による放射性物質により汚染された土壤等の除染等の措置、学校給食等につ

いての放射性物質の検査その他の取組が含まれるものとし、当該取組の支援に関する施策には、最新の科学的知見に基づき専門的な助言、情報の提供等を行うことができる者の派遣が含まれるものとする。

2 前項の場合において、国は、子どもの住居、

学校、保育所その他の子どもが通常所在する場

所(通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む。)及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所

在する場所における土壤等の除染等の措置を特

に迅速に実施するため、必要な配慮をするもの

とする。

(支援対象地域以外の地域で生活する被災者へ

の支援)

第九条 国は、支援対象地域から移動して支援する象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施

策、移動先における住宅の確保に関する施

策、子どもの移動先における学習等の支援に関

する施策、移動先における就業の支援に関する施

策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなつた子どもに対する支援のための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援)

第十一条 国は、前条に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策

(前条に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策)

第十二条 国は、政府による避難に係る指示の対象となつてゐる区域から避難してゐる被災者を

(避難指示区域から避難してゐる被災者への支援)

第十三条 国は、政府による避難に係る指示の対象となつてゐる区域から避難してゐる被災者を

(避難指示区域から避難してゐる被災者への支援)

第十四条 国は、政府による避難に係る指示の対象となつてゐる区域から避難してゐる被災者を

(避難指示区域から避難してゐる被災者への支援)

第十五条 国は、政府による避難に係る指示の対象となつてゐる区域から避難してゐる被災者を

(避難指示区域から避難してゐる被災者への支援)

第十六条 国は、政府による避難に係る指示の対象となつてゐる区域から避難してゐる被災者を

(避難指示区域から避難してゐる被災者への支援)

その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する被災者で当該避難前に

居住していた地域に再び居住するもの及びこれ

に準ずる被災者を支援するため、前条の施策に

準じた施策を講ずるものとする。

(措置についての情報提供)

第十二条 国は、第八条から前条までの施策に関

し具体的に講ぜられる措置について、被災者に

対し必要な情報を提供するための体制整備に努

めるものとする。

(放射線による健康への影響に関する調査、医

療の提供等)

第十三条 国は、東京電力原子力事故に係る放射

線による被ばくの状況を明らかにするため、被

ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に

有効な検査等による被ばく放射線量の評価その

他必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その

他東京電力原子力事故に係る放射線による健康

への影響に関する調査について、必要な施策を

講ずるものとする。この場合において、少なく

とも、子どもである間に一定の基準以上の放射

線量が計測される地域に居住したことがある者

(胎児である間にその母が当該地域に居住して

いた者を含む)及びこれに準ずる者に係る健康

診断については、それらの者の生涯にわたって

実施されることとなるよう必要な措置が講ぜら

れるものとする。

3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療(東

京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに

起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたも

のをいう)を受けたときに負担すべき費用につ

いてその負担を减免するために必要な施策その

他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講

ずるものとする。

(意見の反映等)

第十四条 国は、第八条から前条までの施策の適

正な実施に資するため、当該施策の具体的な内

容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める

過程を被災者にとって透明性の高いものとする。  
ために必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等及び成果の普及)

第十五条 国は、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発(以下「調査研究等」という。)を推進するため、調査

研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

(医療及び調査研究等に係る人材の養成)

第十六条 国は、放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材を幅広く養成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携協力)

第十七条 国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外

国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解)

第十八条 国は、放射線及び被災者生活支援等施

策に関する国民の理解を深めるため、放射線が

人の健康に与える影響、放射線からの効果的な

防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必

要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償との調整)

第十九条 国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求

償すべきものについて、適切に求償するものとす

(施行期日)

附 則

I この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 国は、第六条第一項の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

理由  
平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上に放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

六月十四日左の議案は撤回された。

一、平成二十三年東京電力原子力事故による被害からの子どもの保護の推進に関する法律案

(森まさこ君外九名発議)

一、東京電力原子力事故の被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案(谷岡郁子君外五名発議)

平成二十四年六月二十六日印刷

平成二十四年六月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D